

神宮前五丁目地区まちづくり検討会設置要綱

令和 4 年 11 月 10 日制定 4 都市政土第 467 号

(名称)

第 1 条 本検討会は、神宮前五丁目地区まちづくり検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 検討会は、「神宮前五丁目地区まちづくりに向けた有識者会議」において整理された、「神宮前五丁目地区まちづくりに向けた有識者会議 提言集」を考慮し、ポストコロナのまちづくりのモデルケースとするため、将来的な都有地の一体活用に向けたまちづくりについて、検討を行うことを目的として設置する。

(検討事項)

第 3 条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 神宮前五丁目地区における都有地の一体活用に向けたまちづくりに関すること
- 二 その他上記に関連した必要な事項

(組織)

第 4 条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 検討会には座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員又は前項の規定により会議に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（検討会の公開）

第5条 検討会及び検討会の資料は原則公開とする。また、議事要旨は検討会の終了後に公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、または座長が公開を不適當と認めるときは、この限りではない。

（オンラインによる会議）

第6条 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

（守秘義務）

第7条 委員又は第4条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第8条 検討会の事務局は、都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課及び財務局財産運用部総合調整課とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

(学識経験者)

朝日　ちさと	東京都立大学教授
伊藤　香織	東京理科大学教授
遠藤　新	工学院大学教授
越塚　登	東京大学教授
小林　真理	東京大学教授 (五十音順、敬称略)

(行政関係者)

渋谷区	まちづくり推進部長
東京都	財務局運営・調整担当部長
	都市整備局まちづくり推進担当部長